

Q4 貴校では、厳格な修了認定を行うために、法科大学院発足後に新たな工夫をされていますか。(1と4は重複回答可)

1. すでにしている … 38校(51.4%)  
 2. していない … 11校(14.9%)  
 3. していないが検討している … 14校(18.9%)  
 4. 検討の結果、決定済である … 12校(16.2%)

\*各表で番号以外の項目が空白になっている欄があるが、「公表または顕名での公表に不同意」とする大学の意向を尊重したためである。

大学名	Q4 選択肢	アンケートでの具体的記述
1 北海道大学	3	委員会を設置して検討中。
2 東北大学	1	当初より厳格な進級認定をしており、厳格な修了認定を前倒して行っている。
3 筑波大学	3	修了認定については当初より厳格に行っており、発足後は特に新たな工夫をしていないが、GPAの運用、採点基準等については今後とも検討していきたい。
4 千葉大学	1	認証評価において受けた指摘等を重視して、2年コース(法学既修者コース)における単位認定関連の問題の解消、先行聴講制度の廃止などの改善を行った。
5 東京大学	2	上記Q5の2についてと同じ。 法科大学院開設の当初から、成績評価基準の明示や匿名性を確保した採点方式の採用、再試験制度の不採用、厳格な進級制の採用と運用、成績分布の開示、教員間の情報交換会の定期的開催等の措置を取ってきており、これらにより厳格な成績評価が十分確保されていると考えていることによる。
6 一橋大学	1	平成20年度入学者から、成績評価にGPA基準を取り入れ、修了要件として必要単位数の取得に加えて、必修科目につきGPA基準1.7以上の成績を修めることを学生に要求している。
7 横浜国立大学	1	修了必要単位数96単位のうち68単位が必修科目であり、4単位が選択必修科目である。
8 新潟大学	3	年次ごとの履修要件(進級要件)が設定され、厳格に運用されているが、厳格な修了判定を図るべく導入済みのGPA制度を実質化し修了要件単位数を満たしても一定水準のGPAを満たさない限り修了できない制度、あるいは修了認定試験制度等の導入を検討している。
9 金沢大学	4	修了認定試験を導入する。
10 信州大学	1	当初は卒業試験の実施を考えていたが、卒業試験科目以外の科目の成績評価を修了認定に反映させることを可能にするため、卒業試験制度に代えて、GPA制度を新たに導入した。
11 静岡大学	4	GPA制度の導入(進級・修了判定の基準とする)。(3/12現在)
12 名古屋大学	1	カリキュラム改革を行った。
13 京都大学	1	平成19年度よりGPA制度を導入して、進級要件と修了要件を厳格化した。
14 大阪大学	1	進級制の採用により、各年度毎に到達度をチェックし、法曹に値する能力と素養を身につけた学生のみを修了させるようにしている。
15 神戸大学	1	Q3の回答でも述べたように、本年度から7段階評価への移行措置と未修者の進級要件としてGPAを追加する措置をとった。GPAを進級・修了要件としていない学年についても、GPAの計算はおこない、成績評価の厳格化と学生の指導に役立てる方向で準備を進めている。
16 島根大学	1	・平成19年度からGPA成績評価制度を導入し、修了要件としてGPAの一定水準を設けた。 ・修了認定に関する異議申立て手続きを「法務研究科修了判定に関する異議申立て細則」で整備した。
17 岡山大学	2	修了認定は、個々の成績の総和であるので、個々の科目で厳格な評価ができていれば問題はないことから、とくに実施する必要性はない。
18 広島大学	2	法科大学院発足時から、修了要件として、要修得単位の修得に加え、最終試験の合格を定め、最終試験として民事法・刑事法・公法それぞれについて口頭試験を実施することによって、修了時点における能力を確認している。現在のところ、この修了判定方式を変更する必要はないと考えている。
19 香川大学	2	厳格な修了認定は、厳格な成績評価と進級制限の結果として実現されると考えており、また、実際にそのような結果になっている。今後、修了認定をいっそう厳格にすることが求められると思われるが、その要請には、成績評価をいっそう厳格にすることによって応える予定である。
20 九州大学	1	修了の認定は、法科大学院設置当初より、教授会(修了判定教授会)において厳正に行っている。 平成19年度のカリキュラム改正以降、3年次配当の総合演習科目(必修科目)を開講しているが、この科目では、極めて厳格な成績評価の運用がなされており、実質的に修了判定の機能を果たしている。このような運用と、3年次必修科目についてのみ認められている再試験の適切な運用により、修了者の質の確保に努めている。
21 熊本大学	1	修了要件をGPA2.0以上とした。GPA1.8以上2.0未満の者については修了認定試験を行うこととした。
22 鹿児島大学	1	【新規】 ・課程の修了に当たっては所定の単位数を修得するとともに最終試験に合格することを要件とした。最終試験は実質的にGPA2.0以上の学力を担保することを目的として論述試験および口述試験を課した。 ・最終試験の内容及び実施方法を学生に周知するために、口頭説明や文書配布を行ったほか、事後に最終試験の論述試験問題、出題趣旨及び口述試験問題を電子シラバスシステム上に掲載し周知する体制を整備した。
23 琉球大学	3	修了認定に対する不服申立を含め、現在のGPA制度の基準変更をするか否か検討中。
24 首都大学東京	3	厳格な修了認定を行うための具体的な措置を検討しているところである。
25 大阪府立大学	2	当校は発足当時から一貫して厳格な修了認定を行ってきており、新たな工夫をする必要があるとは考えられなかったためである。
26 北海学園大学	3	1年次から2年次、2年次から3年次(長期課程の場合は、さらに3年次から4年次)に進級する際、GPA1.5以上を必要とする進級制度を導入しており、厳格な成績評価の実施とともに、修了要件を満たさない限り修了することはできないので、厳格な修了認定は確保されている。したがって、厳格な修了認定は、厳格な成績評価と進級基準の適正に依拠することになるから、進級基準の適正に関して議論を継続している。
27 東北学院大学	1	工夫として記すべきことは、前項に記載した事項と同様である。
28 白鷗大学	1	開設当初(平成16年度)は修得単位数以外に修了要件につき定めを置かなかつたが、平成17年度より全学年を通じGPA制度を導入した(それについてはQ3への回答参照)。本法科大学院におけるGPA制度の下、3年次(既修2年次含む)の修了要件として、当該年次の必修科目のGPAが2.0以上であることを付加した。 なお、本法科大学院教授会において、平成21年度から、修了要件GPAを2.0から1.5に変更した。これは、同年度以降適用される新カリキュラムにおいて、3年次の必修科目を従前の5科目から2科目に減じたため、この条件下で修了要件としてGPA2.0を課するのは偶然的要素に左右される面が大きく、学生の履修到達度の判断として合理性を欠く可能性があるとして判断したためである。 また、これに伴い全学年の進級要件も1.5とした。これは、進級・修了要件が異なる学生が混在すると、厳格な相対評価による進級判定が困難になるためである。 厳格な修了認定を確保する見地から、①S評価については、「素点でA評価の者と比べて抜群の成績であること」の要件を明示し、②ABCの各評価間の受講生中の割合(A:B:C=3:4:3)について、従前は各教員の裁量により±1.5の幅で変動を認めていたのを±1.0に変更した。
29 大宮法科大学院大学	4	前項記載のとおり平成21年度入学者から進級要件を厳格化するので、結果として修了認定も厳格化するものとする。
30 駿河台大学	3	進級要件、修了要件等のあり方について、法務研究科委員会において検討中である。

31	獨協大学	3	これまでは、一定段階の科目を履修するには、その前段階の科目を一定程度履修していなければならないとする制度(先修制)のみを設け、進級制度は設けていなかったが、さ来年度から、1年次から2年次への進級について、GPAと修得単位数による進級制限を設けるべく検討中である。
32	青山学院大学	4	【新規】厳格な単位認定を前提とし修了要件単位を修得すれば修了を認めてきたが、この4月入学者からは、GPAで一定の点数に達しない者については修了させないこととした。
33	学習院大学	1	厳格な成績評価に関して触れたとおり。
34	慶應義塾大学	2	従前からGPAが1.5以上であることが進級・修了の要件とされており、かつ、Q3に対する回答のとおり、各科目の成績評価につき相対評価を原則とする方向を強化していることから、厳格な成績評価が厳格な修了認定につながっているものと考えられ、これまで特に問題があると認められる事例も存しない。
35	國學院大学	1	本法学大学院では、開設当初より、成績評価の公平性・透明性を維持し、主体的かつ責任ある履修、学修・教育効果の向上を図ることを目的に、GPA制度を導入している。GPA値は、学生への学習指導や、本法学大学院独自の奨学金受給者選考にあたっての利用ばかりではなく、一定の値以上でなければ進級あるいは修了できないとしている。本法学大学院では修了認定の際に必要なGPA値を、次のとおりとしている。 ○標準コースを修了するには、96単位以上を修得し、通算GPA値が2.0以上でなければならない。 ○短縮コースを修了するには、66単位以上を修得し、通算GPA値が2.0以上でなければならない。 修了認定にあたっての体制・手続としては、評価の結果については、各教員の評価結果提出締切後に開催される教授会において、すべての学生ごと、かつ、すべての科目ごとに評価が示された資料が配布される。教授会は、これをもとに、所定の単位とGPA値が確保されていることを確認したうえで、進級及び修了の認定を行っている。 なお、不合格となった科目についての再試験は行っていないが、病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のための追試験を行うことがある。なお、追試験についても本試験と同じ採点基準で採点している。 また、成績評価及び修了認定に対する異議申立については、「成績評価及び進級・修了認定についての相談、不服申立等に関する規則」を作成し、平成19年度よりこの規則に基づく運用を開始している。 今後は、修了認定試験の導入もあり得るが、その際には、修了延期者については授業料等を減額するなどの対応についても、あわせて整備する必要があると考えるものである。
36	駒澤大学	2	上記の定期試験成績が80%を占める厳格な成績評価を行っていること、修得単位数による進級基準およびGPA(2.0以上)による進級基準が厳格であることにより、すでに毎年度の進級の可否の段階で十分に学力判定がなされているので、重ねて例えば修了試験のような制度を設ける必要はないと考える。
37	上智大学	1	Q3で述べたように、各科目につき成績評価を厳格に行っているところであり、各科目についての厳格な成績評価は、当然のことながら、修了認定の厳格性に結びついている。
38			
39	専修大学	1	① GPA制度を採用し、各セメスター毎にGPA2.00に満たない者に対して教務委員長とクラス担任教員2名による注意勧告・指導を行い、さらに2期連続2.00に満たない者に対しては退学勧告を行っている。また、GPA制度の実効性を確保するために、クラス面談、オフィスアワーを通して学生に対して日常的な指導・援助を行っている。 ② 当該年度の一定科目を履修しなければ次年度の特定の必修科目を履修できないとする履修条件を設定し、各学年毎の到達度を厳格にチェックしている。また、修得単位数についても、既修者の場合2年次終了時点で24単位以上修得していなければ3年次で修了することができず、未修者の場合1年次終了時点で18単位、2年次終了時点で54単位以上修得していなければ3年次で修了できないという枠を設定している。 ③ 以上の結果、努力しても各学年毎の単位を十分に修得できない学生は修了時点以前に退学する傾向があり、これらの学生を含めて、入学者に対する修了率は平成19年度で75%、平成18年度で82%となっている。
40	創価大学	1	(1) 公法系・民事系・刑事系の最終科目となる、公法総合演習Ⅱ(平成19年度生からは公法総合Ⅱ)・民事法総合Ⅵ(平成19年度入学生からは民事法総合Ⅴ)・刑事法総合Ⅲが、各系の修了の可否を評価するのにふさわしい科目であるとの考えから、これらの科目の成績評価に関して、実質的な修了認定を行うため、それらの成績評価を厳格に行う合意をし、それを実行している。 (2) 今後、進級制の検討とともに修了認定を上記とは別の基準で行うか検討中である。
41	大東文化大学	1	修了基準としてGPA値の導入。
42	中央大学	1	本法学大学院では、各科目の単位認定の積み上げにより、法務博士として十分な能力を修得していることを判定する立場(単位積み上げ方式)を採用しているため、開設当初には修了判定のための手続の規程を別途制定することをしていたが、1年次から2年次への進級判定制度の導入に伴い、従来、事実上実施してきた修了判定について、教授会の権限であることを明示する学則規程等の整備を行い(平成20年度より実施)、厳格な成績評価の積み重ねによる厳格な修了判定が継続して実施されるように制度整備を行った。 なお、1年次から2年次への進級判定の実施の効果を踏まえて、同様の制度を上級学年にも適用していくことについて、検討を重ねる予定である。
43	東海大学	4	平成22年度から、GPAを修了判定にも用いる予定である。
44	東洋大学	1	平成19年からGPA基準により、修了判定をしている。ただし、1.5が妥当かどうかという問題がある。
45		3	一定のGPAを修了要件または進級要件とする制度の導入を検討中である。
46	法政大学	1	個々の単位認定を厳格に行うことで結果的に修了認定も厳格に行うこととなる。
47	明治大学	4	上記Q3の厳格な成績評価を実施し、かつ、修了要件として必修科目を含む93単位以上の単位を充足することにより、法科大学院修了生の質は確保できると考える。換言すれば、これら両者を実施することにより、「厳格な修了認定」を実施したのと同様な効果をもたらすことができると考える。 【追加】Q3の回答を参照のこと。
48	明治学院大学	1	先履修制度を平成20年度より実施し、制度にひっかかり一定の科目を履修できなくなる事例は平成21年度より発生する。科目毎の履修制限が主だが、一年次の法律基本科目については、ひとつでも取得できていない科目がある場合には三年次の法律基本科目の必修科目の履修は一切認められない。履修しても教育効果があがらないためである。
49	立教大学	2	厳格な修了認定は、各科目の厳格な成績評価によるのであって、取得単位とは別に、修了試験等を科す等は、現時点では妥当でないと考えている。
50	早稲田大学	4	平成22年度からのカリキュラム改革にあわせて、3年生にいくつかの必修科目を設置し、これに合格できなければ修了できないといった制度を導入する。
51	神奈川大学	1	厳格な成績評価を徹底させることによって、修了認定を厳しくし、本年度においてはすでに修了年次の3割を超えるものが留年する予定である。
52	関東学院大学	4	厳格な修了認定を行うため、進級要件及び修了要件に、GPA制度(GPA1.5未満は進級又は修了不可)を導入することを決定した。
53	桐蔭横浜大学	3	成績評価のS、A、Bの割合を少なくする
54	山梨学院大学	1	最終学年の後期に、「公法演習2」「民事法演習2」「刑事法演習2」という必修科目をおき、当該分野の「総まとめ」として主要な専任教員が協力して担当し、法科大学院修了にふさわしい法的な能力を持っているかどうかを判断し、単位認定するようにしている。この3つの必修科目について卒業認定科目と位置づけ、厳格な成績評価を行っている。また、この3つの必修科目は、最終学年の後期に、学生が狭い意味での司法試験「受験対策」に走ることにに対する「歯止め的な」要素も持っている。
55	愛知大学	1	・平成19年度までは進級要件(1年間の修得単位数が24単位以上)が実質的に機能していなかったため、平成20年度入学生から進級要件を厳格化(必修科目の修得単位数を要件とした)するとともに、進級再試験を廃止した。 ・平成18年度修了生までは修了認定試験にあたる科目が無かったが、平成19年度カリキュラムより実質的な修了認定科目である「法務総合演習」を必修科目として設け、厳格な修了認定を行っている。
56	愛知学院大学	1	GPA(成績評価係数)値の導入
57	中京大学	3	修了判定試験の導入
58	南山大学	1	最終試験(修了試験)を実施している。
59	名城大学	1	修了判定に際しては、厳格にしている。GPAは平成21年度実施であり、その結果は修了判定に係わってくると思われる。
60	京都産業大学	3	現在、厳格な成績評価の積み重ねにより、厳格な修了判定を行っている。さらに質の高い修了生を送り出すために、修了試験・GPA値の導入など多様な意見があり検討を行っているが結論が出るまでには至っていない。
61	同志社大学	1、4	Q3への回答と同様である。 【1】学期末試験により「F」の成績評価が相当であると判断した学生に対して実施していた再評価試験を平成20年度を以て廃止した。 【4】学年毎の到達目標を設定するとともに、平成21年度から各科目の到達目標をシラバスに明記し、到達度を厳格に評価することにした。

62	立命館大学	1	修了異議判定制度を整備し、学生からの修了異議に対応するための制度的な整備を行った。
63	龍谷大学	2	厳格な修了認定については、既に発足時から、修了要件単位を修得するだけでなく、科目群毎に最低ポイントを修得することを課す「ポイント制」を採用していることから、修了認定時に限って言えば、新たな工夫は必要ないものと考えている。ただし、修了生の質の保証については、上記A3に記載したとおり、進級制度の導入により、改善する予定である。
64	大阪学院大学	3	最終試験の廃止に代え、GPAの導入を検討している。
65	関西大学	1	設立当初から、個々の科目につき履修者の2割程度以内で不合格者を出すことを認め、厳格な成績評価に基づいて、修了認定を行ってきた。
66	近畿大学	1	進級要件としてGPA基準の導入
67	関西学院大学	1,4	【1】当初、所定の単位数を修得すれば、修了要件を満たすことができたが、平成19年度以降は、法律基本科目の必修と選択必修科目および実務基礎科目の必修科目のうち半数以上の科目の成績がC+以上であることの要件を加えた。 【3】科目履修について、これまで法律基本科目に先修条件を設けていたが、これに加えて、1年から2年へ、2年から3年への進級要件を2010年度入学生より設定することを検討している。
68	甲南大学	4	修了要件の厳格化を図るため、修了必要単位数の修得とは別に、GPAが一定水準以上であることを要件に加えることとした。
69	神戸学院大学	1	修了認定基準の厳格化
70	姫路獨協大学	2	本学では、各授業科目の単位取得を持って修了としており、それぞれの科目において厳格な成績評価を行うことによって厳格な修了認定に近づけている。
71	広島修道大学	1	厳格な修了認定を行う前提として、個々の授業科目の厳格な成績評価が行われなければならないと考えている。その結果、なかなか進級できない学生もあり、3年次に進級することができたということで法学の基礎学力が修得できていると判断している。その上で学生は実務基礎科目及び展開・先端科目の履修をし、修了所要単位を修得することが求められる。本学では、修了所要単位を修得した学生を対象に最終試験を行っている。旧司法試験では口述試験が制度化されていたが、本学では双方向性の授業による授業態度の評価に加えて、最終試験として個別方式による口述試験を行っている。15人の教員が3人ずつ、公法分野(①憲法・行政法)、民事法分野(②民法、③商法、④民事訴訟法)、刑事法分野(⑤刑法・刑事訴訟法)の①～⑤の分野に分かれ試験を行っている。平成19年度修了生の標準年限修了率は42.6%、平成20年度修了生のそれは41.9%である。
72	久留米大学	2	本学法科大学院の修了認定は、修得単位数が一定の要件を充たしているかによって行われている。個々の単位認定の厳格化が厳格な修了認定に繋がるのであり、本学法科大学院は、個々の科目の単位認定を厳格にすることによって厳格な修了認定を実現しようとしている。その意味では、特に修了認定だけを取り出して厳格にするという試みは行っていない。
73	西南学院大学	3	修了認定につながるものとして、進級判定にGPAを活用できないかを検討している。
74	福岡大学	4	進級制限：1年次から2年次への進級要件として、第1年次配当にかかる法律基本科目のうち、28単位以上を修得し、かつ、評価点の平均値が2.0以上なければ第2年次に進級することができない。また、2年次から3年次への進級要件として、第1年次及び第2年次配当にかかる法律基本科目の必修科目を全て修得し、かつ、評価点の平均値が2.0以上なければ第3年次に進級することができないとしている。 総合演習の設置：3年次に総合演習を設置し、法科大学院を修了するにふさわしい知識・能力を有しているかを判定することにした。